

名古屋家庭裁判所委員会（第10回）議事概要

1 日時

平成20年5月27日（火）午後2時00分から午後4時40分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

油田委員，伊藤委員，伊豫田委員，大島委員，小笠原（溪）委員，小笠原（盛）委員，児玉委員，陣内委員，高羽委員，仲島委員，松尾委員，成瀬委員，飯倉委員，野田委員，丹羽委員

（ゲストスピーカー）

補導委託受託者

（事務担当者）

菊山首席家庭裁判所調査官，堀部家事首席書記官，土本少年首席書記官，有田次席家庭裁判所調査官，山崎次席家庭裁判所調査官，鬼頭家事訟廷管理官，石原少年訟廷管理官，立川事務局長，青木事務局次長，村田総務課長，永井総務課課長補佐，永瀬総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 職員紹介

(5) 山崎次席家裁調査官が「試験観察（補導委託を含む。）」について説明した。

(6) 補導委託先代表者から「補導委託先の実情」についての話題提供がなされ

た。

その後、質疑が行われた。発言内容は別紙1のとおり

(7) 意見交換

テーマ「試験観察（補導委託を含む。）」について、意見交換を行った。発言内容は別紙2のとおり

(8) 堀部家事首席書記官が、「家事調停当事者アンケート」について説明を行い、その後、意見交換を行った。

(9) 次回期日

平成20年11月10日（月）

(10) 閉会

(別紙1)

(委員長)

補導委託先の実情について、御意見を伺いたい。

(委員)

何人の委託を受けているのか。

(受託者)

定員は2名で、現在は1名預かっている。

(委員)

ボランティアで補導委託を行っているのか。

(受託者)

そうである。きっかけは、昭和49年で私がまだ35歳のときである。私の先輩の子供が事件を起こして少年鑑別所に送られ、その先輩からその子を雇って欲しいと頼まれた。その子も私の世話になろうという気持ちになり、結果的には保護観察になって、私のところで頑張って働いた。それがきっかけで補導委託を始めた。

(委員)

会社の従業員は、補導委託をしていることを知っているのか。

(受託者)

私からは補導委託のことを一切話していない。会社には約140人の従業員がいるが、中には過去に問題を起こした者もいる。過去のことは過去のこととして採用をしている。

運転免許がない少年は、運転免許を取らせるようにしている。免許を取れるくらい頑張ることができればその少年はもう大丈夫である。

(委員)

保護司会から就職の依頼はないか。

(受託者)

保護司会からはないが、昨年私が会長を務めている少年補導委員会に所属する保護司から、入れ墨のため就職に失敗をしている青年の雇用を頼まれたことはある。

(委員)

補導委託の際、日常生活の中でどのように指導しているのか。また、補導委託先相互のつながりや連携、情報交換はあるのか。

(受託者)

受託者同士の横の連絡はない。少年の過去の失敗談を表に出さないことにしている。私はそれらはその少年らに対する遵守事項だと思っている。

普段の生活については、会社の寮が自宅から5分のところにあり、平日は夜に、土日は朝、顔を出して声をかけて会話をするようにしている。少年に対しては、憶測で物事は言わないようにし、自分の目で事実を確かめてから、注意すべきは注意するようにしている。

今回付添人をした弁護士が、私の経験では初めて、審判の中で少年に厳しく問い質してくれた。付添人が少年にこれからの生き方についてきちんと質問してくれたことを、少年もとても喜んでいた。やはり、良いことは良い、悪いことは悪いと厳しく指導して、更生させることを考えていただきたいと思う。

(説明者)

定期的な補導委託先相互の情報交換の機会はないが、何年かに一度補導委託先の方に集まっていただいて、情報交換をする機会を設けている。

(委員長)

日常的には調査官が訪問したときに話を聞いたり、協議会に出席いただいて状況をお話ししていただいたりすることはある。

(委員)

これまで長い間続けてきたエネルギーや信条は何かあるか。

(受託者)

私の実家が酒屋を営んでおり、その関係で居酒屋をやっていた時が出発点である。店の隣にあったパチンコ店で若い連中が昼間からパチンコをして生計を立てているのを見ていて、再三注意をしていたところ、ある日「おやじ、仕事をもらえないか。」と言われ雇い入れたことがきっかけとなった。

居酒屋をやる中で、若者に働く場所を与えたいということを考えていた。若者は働く場所ができたと喜んでいるし、色々な若者を集めて、それぞれが助け合いながら仕事を頑張っている。非行少年はほとんど収入がないので、まずは働く喜びや給料をもらえる喜びを知ることが大切だ。

(委員)

受託者の所に補導委託される少年は、運が良いと言えるのではないか。

(受託者)

私は、「お前は運が良かった。」と少年に言っている。鑑別所に入って私の所へ来る少年は、ほとんどが少年院送致になってもおかしくない子たちだ。良い調査官に出会えたなど少年に話している。

(委員)

補導委託は非常に良い制度で、これだけ実績を上げておられ、会社にとってもプラスの面があるのに、なぜ広がらないのか。

(受託者)

私が10年ほど前に褒章をもらったところ、関連企業の社長から何をやっているのか聞かれたが、私は、裁判所から通知が来ただけだとしか話さなかった。

(委員)

審判自体にはどの程度関わっているのか。

(受託者)

審判にはできる限り最初から立ち会い、裁判官と本人、裁判官と母親のやりとりを聞かさせていただき、そこから家庭環境と子供の像を頭に描き、調査官から

委託書をもらい，少年の様々な性格に合わせて，優しく対応するのが良いか，厳しく対応するのが良いか，といった子供に対する指導方針を自分で考えている。

(別紙 2)

(委員長)

補導委託先がもっとあってもよいのではないかとか、その数が足りているのかなど、補導委託先を開拓できるのかという難しい問題もあると思うが、どのように考えているか御意見を伺いたい。

(委員)

委託先がどれくらいあるとよいのか。

(説明者)

委託先がどれだけあればよいのかということは、なかなか想定しづらい問題である。委託先と少年との相性の問題もあるので、数多くあればその方が良いとは言える。しかし、受託者のように長期にわたって引き受けていただける方は少なく、家庭の事情も変化しており、補導委託は基本的には無報酬のボランティアでやっていただいているので、毎年裁判所も各所を回って開拓しているところではあるが、なかなか困難な状況にある。

(説明者)

名古屋家裁と同じくらいの事件数がある関西地方の家裁が約30箇所という数多くの補導委託先を持っているが、それで足りているかという点とそういうものでもない。少年の補導委託先との相性という問題もあるが、男女の問題もある。最近では基本的な生活習慣が身に付いておらず、不登校が長く続いているとか、親子の関係も希薄であるような少年も多いため、療育的な関わり方をしていただける補導委託先が必要となってきている。

(委員)

補導委託において、実費的なものは支払われるのか、また、それはどれくらい支払われ、どういったものに充てられるか。

(説明者)

補導委託は実費補償として補導委託費が支払われる。補導委託費には、2種類あり、その一つが事務費と呼ばれ、施設等の運営に必要な人件費、その他事務の執行に伴う旅費、通信運搬費、備品消耗品等の諸経費である。もう一つは事業費と呼ばれ、事務費以外の経費をいい、少年に直接必要な諸経費で、例えば、飲食物費、衣服寝具費、日用品費、光熱水量費、保健衛生費などである。

受託者のところのような身柄付き補導委託の場合は、事務費と事業費の合計が支払われ、在宅補導委託の場合は事務費のみが支払われる。

その額については、諸条件によって多少異なり一概には言えないが、身柄付き補導委託の場合は、少年1人あたり1か月約10万円程度が支払われる。

(委員)

予算との関係をお聞きするが、年度末になり予算が少なくなりこれ以上試験観察をしてもらっては困るとか、本来ならもう少し期間を長くした方が良いにも関わらず打ち切りをするなど、試験観察について予算的な制約は何かあるのか。

(説明者)

予算上の問題で試験観察を打ち切るということはない。

(受託者)

私のところは、家庭裁判所からひと月約10万円いただいている。少年の給料からは食事代等を一切引いていない。国から出ているのだから、感謝して報いなければならないと話している。

(説明者)

受託者のところでは職業補導に力を入れ、給料も支払っていただいているが、補導委託をする事案には、少年に稼働できる力がない場合もある。生活そのものを立て直す必要のある少年には、それにふさわしい療育的な補導委託先に補導を依頼している。

(委員長)

補導委託先は、基本的には色々なパターンに応じてたくさんあることがよいが、

現実的には難しい状況である。身柄付き補導委託の場合、24時間とまでとは言わなくとも、かなりの時間少年を見ていただく必要があり、それは大変なことで、そうしたことができるところが現実的にどれだけあるかということもある。

補導委託をしていることが分からないようにしていただくことも必要であるし、そうした苦勞をいとわずやっつけてくださる補導委託先をどのように開拓していくかは非常に難しいことになる。

(委員)

補導委託先での事故はどれくらい起こっており、それに対する責任はどうなるのか。

(説明者)

補導委託先での事故は、逃走したり、喧嘩をしたり、施設の物を壊したり、逃走して再犯を起こしたりすることなどがあるが、それらの割合については正確に把握していない。

事故は委託先と少年とのミスマッチが原因の場合もあるし、少年に自覚や覚悟がないときにも起こる。

現行制度のもとでは、事故が起きたときに、委託先への補償の制度はなく、補導委託先には危険を理解して引き受けていただいているのが現状である。

(委員)

物に対する損害や人に対する損害共に何の補償もないということか。

(説明者)

一般的な損害賠償はともかくとして、例えば、少年が補導委託先の物を壊したり、人に怪我させたとしても、補導委託制度の中での補償はないのが現状である。

(委員)

例えば、高齢者の施設で少年を受け入れて、少年が高齢者又は職員を殴ってしまった場合、少年自身に責任があるのか、それを受け入れた施設に責任があるのか、少年を送り込んだ裁判所に責任があるのか、それともどこにも責任がないの

か。

(委員長)

何か起こったときには裁判所が責任を負うという約束で補導委託をしているのではなく、ボランティアの形で引き受けていただいている。もちろん、そうした少年は、試験観察を打ち切って最終処分をすることになるし、与えた損害は少年自身が弁償するということになるが、補導委託について、国家賠償的な補償の仕組みはない。

(説明者)

もし事故があった場合、それ以上補導委託先にご迷惑をかけるわけにはいかないので、委託を終了して身柄を確保することになる。そうした上で、少年に対して自分が損害を与えたことや迷惑をかけたことを指導し直すことになる。

(委員長)

そういうことも場合によっては起こりうる。少年が不安定な子供であることもお含みいただいて指導をお願いし、高いハードルでお願いしなければならない。委託先の数が多いことに越したことはないが、そうしたことから開拓はかなり難しいものになる。

(委員)

制度としてお願いするには、もっと委託をしやすくなるようにハードルを下げないようにしないと、開拓のために回っても、委託の話を聞いたところ、その困難性で腰が引けてしまうことになると思う。良い制度と思った反面、充実させる方法があるような気がするのに、なかなか手が出されていないなという思いがした。

(委員)

人にものを依頼するときには、依頼した側で責任を持ちますからというのが当たり前だと思うが、それがなく受けた側でなんとかしてくださいというのは少し道理が違うのではないかという感想を持った。

(受託者)

いつのことか、「預かる少年は怖くないですか。」と聞かれたことがある。それに対して、「少年が怖くなったらこの仕事は辞めます。」と答えた。お金などで割り切れないのがボランティアだと思っている。

調査官が私の所に少年を委託するときには何らかの熱い思いを持っていると思っているが、最近は形式化してきて、その思いがなかなか伝わってこないのが残念だ。

(委員)

試験観察の効果があつた場合、最終的には不処分や不開始ということもあるのか。

(説明者)

試験観察は、しばらく様子を見て考える制度であるから、失敗すれば少年院送致ということになるし、うまくいった場合には保護観察決定をして、自宅に帰すことになる。私の経験ではないが不処分ということもありうる。

(委員)

試験観察をするのは、保護観察にするのがよいのか、少年院送致にするのがよいのかを判断するためと考えればよいのか。

(説明者)

大方は、そのように考えていただいて結構である。

(委員)

少年にとって、試験観察は宙ぶらりんの状態で、早く決めて欲しいといった不安定な心理状況にあるのではないのか。

(受託者)

そういうことはないと思う。自分の心の中でどうなるのかはある程度分かっているのではないかと思う。一所懸命頑張れば保護観察になり、少年院に行かなくても良いんだということは、言われなくてもほとんどの少年が分かっている。

(説明者)

試験観察は、心理的に少年に更生への道を歩ませる期間であり、普通の生活や働くことを習慣づけさせ、健全な日常生活を確立させることを目指して、補導委託をお願いしている。今まで宙ぶらりんの状況だから投げやりになったという事例はほとんどない。

(委員)

試験観察というのは、裁判所からすると中間処分的なものが見られがちだが、付添人の立場からすると、ケースワーク的な機能というか、試験観察の中で、仕事を通じて様々な関わりを持ち、色々なコミュニケーションを持ち、人と人との信頼関係を築き上げていくことが、少年の成長や更生につながって行き、単なる処分を決めるためだけには終わらない大きな意味があると思う。

試験観察がうまくいった場合、少年は、保護観察等の保護処分になるということだが、要保護性が本当になくなっているのならば、不処分ということも考えられるので、柔軟な処分をお願いしたいと思う。

(説明者)

試験観察は、社会内で一本立ちができるかどうかを見る場でもある。そこで完全に良くなったとしても、少年自身にとっても悪いことをしたことに対してけじめをつけたいという気持ちがあると思う。それを不処分にしてしまうと、悪いことをしても今これだけ我慢すればいいんだということになる恐れもあると思う。

(委員)

補導委託制度については、結局は補導委託先の人柄によるところが大きく、そうした人がどれだけいるのだろうと思った。制度としての問題というより、民間に委託することの限界かもしれない。制度として拡大しようとするならば、少年を一本立ちさせるということに重きを置き、更生させるということを抜かないと難しいと思った。

(委員)

ある更生保護施設では、家庭裁判所からの補導委託が減ってきたと聞いている

が、どうか。

(説明者)

最近は収容人数が減っているという話は聞いている。

その更生保護施設は未成年者専門の更生保護施設である。生活を施設で送り、日中は協力雇用主の所で働くという施設型の補導委託先になっている。ここは基本的には少年院を仮退院した少年を収容する施設で、そこに家庭裁判所からの補導委託の少年も預かってもらっており、それらが混在している形になっている。

(委員)

公立の委託先はあるのか。

(説明者)

公立の施設はなく、民間の施設、個人に委託するのが基本になっているが、更生保護法人にもなってもらっている。それが、愛知県内では2か所ある。

(委員)

民間に委託するだけでなく、公立や公共施設で受け入れることができるようにはできないのか。

(委員長)

補導委託は基本的にはボランティアであり、試験観察の中での一つのパターンである。色々あるメニューの中の一つの形として発展してきたものであると考えている。独立した形であるものではなく、基本的には中間処分としての試験観察があり、その中で処分を見極めるために、どういう働きかけをしたらいいかを考える中で、ボランティアの方の力を借りてやっていこうという形で発展してきたものと考えている。

(委員)

少年を補導委託してくれる施設が足りないのではないかと思う。そもそも少年とのマッチングが難しい問題であり、そのパイが多くないと保てなくなってしまい、補導委託をしたいけれども補導委託先がないから他の方法を考えるという

ことにもなりかねなく、また、さらによいマッチングの補導委託先をと考えると、民間のボランティアに頼むだけではなく、市や県が消極的な姿勢でいるのでは維持していくのは難しいと思う。

(委員)

まったく同感だ。現代は、マイナスになることや疑われることはできるだけしない風潮がある。メディアもそういう風潮を作り上げており、国全体が閉塞感に陥っている。このような時代に受託者のような人がいて驚いている。このような国全体の価値観を打ち破らなくてはならないと思う。

(説明者)

補導委託については一所懸命努力をしているが、補導委託は万能ではない。補導委託の開拓が難しい理由の一つが、受託者が人格的に高いレベルにあることが必要で、人間的な愛情のある方でなければならないということだ。ただ、仕事を与えればよいというものでもなく、一本立ちをさせればよいというものでもない。そこに少年に対する深い慈愛の気持ちがないといけないと思う。やはり、人間力といったものがなければならないと思う。

裁判所も開拓に努力はしているところであるが、人格的に愛情が深く少年の更生に深い洞察力をもった方が必要とされていることと、少年の働く希望の多面性から、なかなか補導委託ができないという事情もあり、理解いただきたいと思う。